

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例

平成11年12月 1 日
東京都板橋区条例第52号

(設置)

第1条 東京都板橋区立の小学校及び中学校等（以下「区立学校」という。）の児童及び生徒等の数の減少に伴う教育環境の整備及び学校教育の充実を目的として、区立学校の適正規模及び適正配置等に関連する事項を審議するため、東京都板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区立学校の適正規模に関すること。
- (2) 区立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、審議の経過を踏まえ、必要があると認めるときは、答申前においても、前項の審議事項について、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する委員 21 人以内をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 区民
- (4) 区職員
- (5) 区立学校の教職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項に規定する答申をしたときに満了する。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、議事を効率的に行うための組織として小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会に諮り、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則

平成 11 年 12 月 1 日
東京都板橋区教育委員会規則第 8 号
改正
平成 21 年 12 月 25 日
東京都板橋区教育委員会規則第 21 号
平成 27 年 3 月 23 日
東京都板橋区教育委員会規則第 15 号
令和 3 年 12 月 23 日
東京都板橋区教育委員会規則第 19 号

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則を左記のとおり制定する。

記

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例（平成 11 年板橋区条例第 52 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第 2 条 条例第 3 条各号に掲げる区分ごとの委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5 人以内
- (2) 学識経験者 5 人以内
- (3) 区民 7 人以内
- (4) 区職員 2 人以内
- (5) 区立学校の教職員 2 人以内

(オンライン出席)

第 3 条 委員又は条例第 8 条に規定する委員以外の者は、映像及び音声の送受信により即時にその状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議に出席することができる。

(会議の公開)

第 4 条 審議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

- (1) 審議会の会議において取り扱う情報が、東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 審議会の会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれ

があると認められるとき。

(傍聴)

第5条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(小委員会の組織及び運営)

第6条 審議会に小委員会を設けるときは、小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会に属する委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会を招集する。

4 委員長は、小委員会における検討の結果を審議会の会長に報告する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第3条の規定は、小委員会における会議の出席について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、新しい学校づくり課において処理する。

(補則)

第8条 審議会の議事の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年12月25日教育委員会規則第21号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月23日東京都板橋区教育委員会規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年12月23日東京都板橋区教育委員会規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。